

## 学校教育法の再改正を求める決議

1 2014年6月の学校教育法改正は、教授会の自治に制限を加えて専断的な大学運営に変えることを狙い、教授会の権限を「重要な事項を審議する」から「学長に意見を述べる」に縮小するなどして、学長の権限を強化するものでした。さらに、文部科学省が2014年8月29日に発した同法の施行通知には、学長選考方法の「見直し」や教授会の設置単位の「再点検」など、改正法が求めるところではない事項が盛り込まれていました。このことを口実に、一部の私立大学では学長選挙制度を廃止し、あるいは学部教授会を有名無実化して従来の課題別委員会を「機能別教授会」に位置付けるなど、大学の自治を破壊する動きが進んでいます。

しかし、教授会の自治は、日本国憲法23条が保障する「学問の自由」の制度的保障であり、戦前の滝川事件などの反省を踏まえ、先人たちが多くの犠牲を払って築き上げてきた大学の自治の根幹をなす考え方です。学長権限を肥大化させ、教授会による人事など重要事項を審議・決定する伝統を無視して進められている昨今の大学「ガバナンス改革」は、到底首肯できません。

2 2019年5月に成立した学校教育法等改正法案（私立学校法を含む）の衆参両院の附帯決議第6項では、理事長・理事会の専断を防止し、私立学校の自主性・公共性を担保する意味で、学校の経営状況や教学上の方針について教職員と十分に情報を共有することが強調されています。この附帯決議の趣旨は、当然、理事会・理事長だけではなく、大学の統督者である学長も、教学上の方針について教授会の意思を尊重する義務があることも含むものです。現在起こっている教育・研究条件の不当な改悪は、理事会・理事長だけではなく、学長の専断的な大学運営にも起因していることは、様々な事例からも明らかです。

3 学校教育法改正後も、教授会が大学の必置機関であり、教員による審議と意見提出また情報共有の機関であることは変わりありません。しかしながら、学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有することを拡大解釈し、教授会を単なるガス抜き機関であるかのように軽視し、教授会の審議をまったく無視して決定する事例が非常に多くなっています。

私たちは、学問の自由と大学の自治を取り戻し、2014年改正以前の教授会の規定、すなわち教授会の審議・決定権を認めるよう学校教育法を再改正することを強く求めるものです。

以上、決議します。

2019年11月9日

東京私大教連第43回定期大会